

専決処分について（立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定並びに地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 118 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 26 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 27 号）の公布による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

平成 29 年 3 月 31 日

立川市長 清 水 庄 平

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

第1条 立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（個人の均等割の税率の軽減） 第26条 次の各号に掲げる者の<u>いずれかに該当する納税義務者</u>に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものである。ただし、第2号に掲げる者<u>に該当する納税義務者</u>にあつては、同号の<u>定めにより</u>計算した減額すべき額が900円を超える場合には900円とする。 (1)及び(2) ……略…… （所得割の課税標準） 第26条の2 ……略…… 2 <u>前項に規定する</u>総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は<u>第3項に規定する</u>総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。 3 法第23条第1項第15号に<u>掲げる</u>特定配当等（以下この項及び次項並びに第27条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>（市民税の納税通知書が送達され	（個人の均等割の税率の軽減） 第26条 次の各号に掲げる者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものである。ただし、第2号に掲げる者<u>にあつては、同号の規定によって</u>計算した減額すべき額が900円を超える場合には900円とする。 (1)及び(2) ……略…… （所得割の課税標準） 第26条の2 ……略…… 2 <u>前項の</u>総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は<u>第3項の</u>総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。 3 法第23条第1項第15号に<u>規定する</u>特定配当等（以下この項及び次項並びに第27条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第29条の2第1項の規定による申告書</u>（その提出期

る時まで提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項に規定する申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 法第23条第1項第17号に掲げる特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第27条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも

限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 法第23条第1項第17号の特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第27条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項に規定する申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第27条の8 所得割の納税義務者が、第26条の2第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の60を乗じて得た金額を、第27条の3、第27条の5及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項に規定する所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項に規定する納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の規定による申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条に規定する所得

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第27条の8 所得割の納税義務者が、第26条の2第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の60を乗じて得た金額を、第27条の3、第27条の5及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額が

割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項に規定する所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の規定による申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の規定による申告納付にあつては、遅滞なく市長に提出し、並びにその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項に規定する申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を

ら控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては、遅滞なく市長に提出し、並びにその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項に規定する申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に

乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 ……略……

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) ……略……

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8の規定において準用する場合を含む。以下この項及び第35条の2第1項の規定において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある

相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 ……略……

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次の各号に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) ……略……

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8の規定において準用する場合を含む。以下この項及び第35条の2第1項の規定において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があ

場合においては、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして第11条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に掲げる連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に掲げる連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に掲げる連結申告法人をいう。第35条の2第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第35条の2第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第35条の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第33条の9 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定による納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期

る場合においては、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして第11条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に掲げる連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に掲げる連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に掲げる連結申告法人をいう。第35条の2第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第35条の2第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第35条の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第33条の9 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定による納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定

限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による納期限（同条第23項の規定による申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の規定による納期限によるものとし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の規定による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 ……略……

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつて

する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による納期限（同条第23項の規定による申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の規定による納期限によるものとし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の規定による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 ……略……

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次の各号に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金

は、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) ……略……

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第42条 ……略……

2～7 ……略……

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9及び10 ……略……

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第43条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) ……略……

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(固定資産税の課税標準)

第42条 ……略……

2～7 ……略……

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

9及び10 ……略……

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第43条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) ……略……

2 ……略……

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第43条の3 ……略……

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第56条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第56条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第56条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第56条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第56条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。

(1)及び(2) ……略……

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) ……略……

2 ……略……

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第43条の3 ……略……

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第56条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第56条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第56条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第56条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

第56条の3において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(6) ……略……

3 ……略……

4 前3項に規定する申出書には、その申出がその共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者(前項の規定により読み替えて適用される第2項に規定する申出書にあつては、特定仮換地等納税義務者)全員の合意によるものである旨を証明する書類を添付しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第56条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌翌年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

3 ……略……

4 前3項に規定する申出書には、その申出がその共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者(前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあつては、特定仮換地等納税義務者)全員の合意によるものである旨を証明する書類を添付しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第56条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌翌年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6)

……略……

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3

……略……

（固定資産税に係る読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の3の4か

(1)～(6)

……略……

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3

……略……

（固定資産税に係る読替規定）

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の5」

ら第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 ……略……

2 法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

3及び4 ……略……

5 法附則第15条の8第4項に規定する貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項に規定する登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに掲げる補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) ……略……

6 法附則第15条の8第5項に規定する家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) ……略……

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12

とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 ……略……

2 法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

3及び4 ……略……

5 法附則第15条の8第4項に規定する貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項に規定する登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に掲げる補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) ……略……

6 法附則第15条の8第5項に規定する家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) ……略……

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12

条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) ……略……

7 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

8 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) ……略……

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) ……略……

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) ……略……

9 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事

条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) ……略……

7 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

8 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) ……略……

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) ……略……

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) ……略……

9 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事

が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) ……略……

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に

が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) ……略……

掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(4) ……略……
- (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) ……略……
(軽自動車税の税率の特例)

第16条 ……略……

10 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(4) ……略……
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) ……略……
(軽自動車税の税率の特例)

第16条 ……略……

2 ……略……

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

……略……	……略……	……略……
-------	-------	-------

4 ……略……

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 ……略……

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

……略……	……略……	……略……
-------	-------	-------

4 ……略……

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第68条第2項の規定による納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額

第16条の2 削除

は、同項に規定する不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定の適用がある場合における第12条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第26条の2第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の定めにより読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第26条の2第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の

4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条の2第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第26条の2第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条の2第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 ……略……

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等（以下「土地等」という。）の同項に規定する譲渡（以下この条において「譲渡」という。）をした場合において当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡（以下「優良住宅地等のための譲渡」という。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得

4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条の2第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 ……略……

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等（以下「土地等」という。）の同項に規定する譲渡（以下この条において「譲渡」という。）をした場合において当該譲渡が法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡（以下「優良住宅地等のための譲渡」という。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税

割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) ……略……

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡（以下「確定優良住宅地等予定地のための譲渡」という。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 ……略……

2及び3 ……略……

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知

の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) ……略……

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡（以下「確定優良住宅地等予定地のための譲渡」という。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合には、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 ……略……

2及び3 ……略……

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項に規定する申告書（その

書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。
以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする
旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないこと
についてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、
適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申
告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された
事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適
当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項に規定する申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号
 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確
 定申告書に限る。）

5 ……略……

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特
 例）

第20条の3 ……略……

2及び3 ……略……

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の
 4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知
 書が送達される時までに提出された次の各号に掲げる申告書をいう。
以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする
旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないこと
についてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、
適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申
告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された
事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適

提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の
 納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時まで
 に提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前
 項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの
 申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長
 が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 ……略……

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特
 例）

第20条の3 ……略……

2及び3 ……略……

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の
 4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（そ
の提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出
されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告
書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があ
るとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない
理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項に規定する申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 ……略……

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条の2第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

5 ……略……

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条の2第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第2条 立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第67条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る立川市市税賦課徴収条例第67条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
新条例第67条第2号	3,900円	3,100円	第67条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
ア	6,900円	5,500円	第67条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円	第67条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第67条	立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条	附則第16条第1項	第67条	立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条
新条例附則第16条第	第2号ア	平成26年改正条例附	附則第16条第1項の	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附

1 項の表第 2 号アの項		則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 67 条第 2 号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中立川市市税賦課徴収条例附則第 16 条の改正規定及び第 3 条の規定並びに第 5 条の規定 平成 29 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条及び第 4 条の規定並びに次条及び附則第 3 条の規定 平成

表第 2 号ア(イ)の項		則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 67 条第 2 号ア(イ)
	3,900円	3,100円
	附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a
		平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 67 条第 2 号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 67 条第 2 号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中立川市市税賦課徴収条例附則第 16 条の改正規定及び第 5 条の規定 平成 29 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条から第 4 条までの規定並びに次条及び附則第 3 条の規定

31 年 10 月 1 日

平成 31 年 10 月 1 日

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の 7 第 3 項及び第 5 項並びに第33条の 9 第 2 項及び第 4 項の規定は、平成29年 1 月 1 日以後に新条例第33条の 7 第 3 項又は第33条の 9 第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第42条第 8 項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 2 号。次項及び次条第 2 項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の 3 の 4 に係る部分に限る。）の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に発生した新法第349条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の 3 の 4 に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第43条の 3 第 2 項及び第56条の 3 の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを立川市市税賦課徴収条例第68条第 2 項の規定による納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該

不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（立川市市税賦課徴収条例第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。